

令和2年3月3日

【照会先】

(テレワークコースの特例について)
雇用環境・均等局 在宅労働課
課長：吉村 紀一郎
課長補佐：永倉 真紀
(代表) 03-5253-1111 (内線7850)
(直通) 03-3595-3273

(職場意識改善コースの特例について)
労働基準局 労働条件政策課
課長：黒澤 朗
課長補佐：池内 伸好
(代表) 03-5253-1111 (内線 5534)
(直通) 03-3502-1599

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）について、特例的なコースを新たに設け、速やかに申請受付を開始することとしました。

その概要は、別紙のとおりです。更なる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

- 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について（別紙）

(別紙)
時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
 - 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。
 - 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。
- ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

職場意識改善の特例コース	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを導入する中小企業事業主
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円 補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額：50万円